

第 5 条関係

	定義(仮)	要件	
パブリック・コメント	事前に事業に関する重要事項を公表し、書面等により、市民の意見を広く聴取し、聴取した意見及びそれに対する市の考え方を公表する手続	(意見聴取の対象) 第 6 条 意見聴取の対象は次のとおりとする。 (1)市の方向性・基本方針を定めるもの (2)各行政分野の方向性・基本方針を定めるもの (3)市民生活や事業活動に重大な影響を与えるもの (4)市民に義務を課し又は権利を制限するもの 2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、意見聴取を要しないものとする。	第 9 条 執行機関は次に掲げる政策等の策定をする場合 (1)総合計画等市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定 (2)市の基本的な制度を定める条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く。)の制定又は改廃に係る案の策定 (3)その他執行機関が必要と認めるもの
説明会	事業の説明を通じて、市民の意見を広く聴取することを目的とする集まり	(1)迅速又は緊急を要するもの (2)軽微なもの又は裁量の余地のないもの	第 13 条 課題、問題点等の説明を通して、広く複数の市民の意見を聴取する必要がある場合
懇談会	ワークショップなど、市民と市又は複数の市民同士の自由な意見交換又は議論により一定の合意形成を図ることを目的とする集まり	(3)法令その他の規定により、基準が定められているもの (4)地方自治法第 74 条第 1 項の規定による直接請求により議会に付議するもの	第 13 条 附属機関等による方法のほか、課題、問題点等の抽出と選択を通して、広く複数の市民及び市民間の意見を聴取する必要がある場合
アンケート	調査項目を設定して、書面により、市民の意見を広く聴取する手続	(5)市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの (6)執行機関内部の事務処理に関するもの	第 14 条 一定の質問形式で多くの市民の意見を聴取する場合
附属機関等	事業につき、専門的な知識又は経験に基づく審議により、答申又は報告を行う手続		第 15 条 専門的な知識、経験等に基づく審議による答申や報告又は個人の知識や経験に基づく自由な意見交換等による提言が必要な場合